

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年5月12日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、要するに、請求人に係る障害年金の一時払金として受け取った2,227,976円を消費したが、その大半は、〇〇（請求人）と〇〇（請求人の妻）を職業とする請求人世帯の自立更生のために必要なものであるとして、東京地裁平成27年3月10日判決を引用し、自立更生のための資金の妥当性を考慮することなく全額返還を求めた本件処分を違法、不当とするものである。

なお、審査請求書には、次の5項目の費用について、自立更生のための費用として妥当性を判断すべきである旨の記載がある。

60万：〇〇講座受講料（請求人）

40万：〇〇講座受講料（妻）

40万：ハードディスク修理代金（妻）

20万：携帯電話機2台の故障のための買い替え代金（妻）

6万：〇〇初級講座受講料（請求人）

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月4日	諮問
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）
平成30年2月23日	審議（第18回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定める。

生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知第8-3・(2)・ア・(ア)）。

(2) 法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨を定める。

同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「課長通知」という。）問13-5（答）(1)参照）、とされている。

ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定範囲の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされており、それに当たる場合として「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等が示されている（課長通知問13-5（答）(2)エ）。

(3) さらに、会計検査院の指摘を踏まえて、平成24年7月23日付けで通知された「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）1・(1)は、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、同時に、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除

して差し支えない」とし、①から⑥までを掲げる。

このうち、④から⑥までは、以下のとおりである（なお、本件については、①から③までには明らかに該当しない。）。

「④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ)から(エ)まで （略）

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。  
(中略)

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。（後略）」

また、費用返還通知1・(2)は、上記⑤の年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、費用返還通知1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるため、遡及して受給した年金収入については次のよ

うに取り扱うこと、とする。

「(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」

(4) なお、厚生年金保険法18条1項は、年金給付の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始める、としていることから、「つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとす

て取り扱うこととなる」とされている（課長通知問13-6答(1)）。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人からの収入申告を受けて、請求人が障害年金2,227,976円を一括受給したこと及び受給権を取得した年月が平成25年7月であることを確認し、請求人が遡及受給した年金は、資力の発生時期が請求人世帯の保護を開始した平成27年7月より前であり、一括受給した額が、本件返還対象期間に請求人世帯に対して支給した保護費（生活扶助費、住宅扶助費及び医療扶助費の合計3,863,001円）の範囲内であることから、上記一括受給額に相当する支給済保護費2,227,976円を本件処分により返還対象としたことが認められる。

そして、既に費消したと請求人が説明し、資料を提出したセミナー代金等に係る申請分の自立更生免除については、ケース診断会議において検討した上で、請求人と妻に対して就労指導がなされていないにも関わらず処分庁に事前の相談がなしにセミナー代金等を費消したことを主な理由として、これを認めないこととしたものと認められ、これに基づき、処分庁は、返還対象額の全額を法63条の規定に基づく返還額として決定したことが認められる（本件処分）。

そこで、本件処分の際の自立更生免除については、遡及受給した年金収入について厳格に対応することを求める費用返還通知1・(2)に基づけば、遡及受給した年金収入については、原則として全額を返金すべきとされている。そして費用返還通知1・(2)・(ア)・③は遡及して受給した年金収入に係る自立更生費については真にやむを得ない理由により控除を認める場合があると定めるが、本件においてはそのような真にやむを得ない理由があるとは認めることができない。

したがって、処分庁が、請求人が遡及受給した年金の額を限度として、支給済保護費の返還額を決定するに当たり、自立更生免除を認めなかったのは、相当である。

以上のことから、本件処分は上記 1 の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違算等も認められないから、本件処分の取消しを求める請求人の主張は理由がない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美